

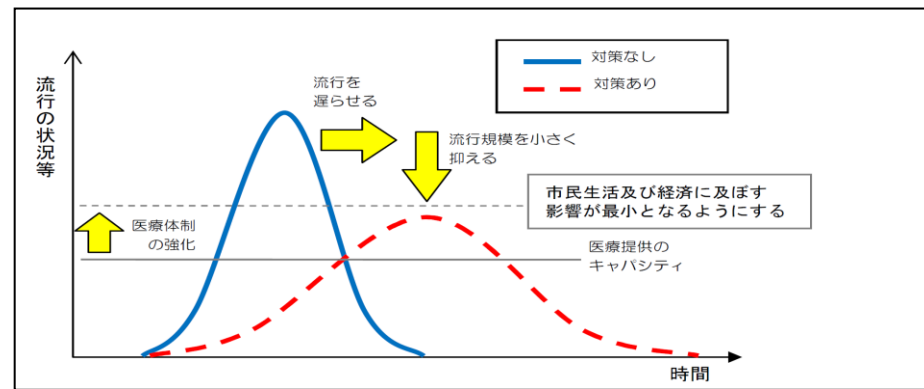
篠山市新型インフルエンザ等対策の基本方針（概要版）

○新型インフルエンザ等対策の主たる目的（P4～）

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

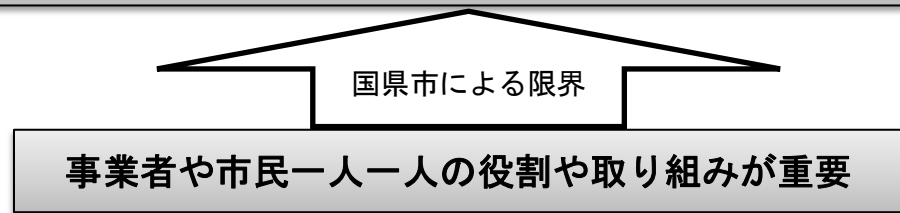
市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

【対策の効果 概念図】



○新型インフルエンザ等対策の基本的考え方（P5）

①発生前の段階、②世界でインフルエンザ等が発生した段階、③国内の発生当初の段階、④国内で感染が拡大した段階など、段階に応じて、国・県・市・事業者等相互に連携し、未然防止と感染拡大に取り組む。



○新型インフルエンザ等対策実施上の留意点（P6～）

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生時に、各種法令、国県市の行動計画、相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。

- ①**基本的人権の尊重**
不要不急の外出や施設の使用制限等、市民等の権利と自由に制限を加える場合、必要最小限とする。
- ②**危機管理としての特措法の性格**
特措法は、様々な緊急事態に備え、措置を講じるよう制度設計。しかし、抗インフルエンザ薬の有効性によって、措置を講じない場合もある。
- ③**関係機関相互の連携協力の確保**
国・県・市の対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進。
- ④**記録の作成・保存**
市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策の実施にかかる記録を作成し、保存し、公表する。

○新型インフルエンザ等発生時の被害想定（P7～）

国が推計した流行規模をもとに、本市における受信患者数等を推計すると下表のとおり。

り患者数	約1万1千人（全人口の25%が罹患する）	
医療機関を受診する患者数	約4,400～8,400人	
致命率の程度	中程度	重度
入院患者数	約180人	約670人
1日最大入院患者数	約30人	約130人
死亡者数	～約60人	～約210人

○対策推進のための役割（P9～）

- ・篠山市の役割
 - ①市民へのワクチン接種
 - ②市民への生活支援
 - ③要援護者への支援

的確な対策の実施・県や近隣市町との緊密な連携

- ・医療機関の役割
 - ①地域医療体制の確保
 - ②医療資器材の確保等
 - ③医療提供の確保と診療体制
- ・市民の役割
 - ①情報や知識を得る
 - ②マスク着用等感染対策
 - ③食料品・生活必需品等の備蓄
 - ④予防接種など

○行動計画の主要6項目（P11～）

- ①**実施体制**
国・県・市・事業者等が相互に連携し、一体的な取り組み。
- ②**情報収集・情報提供・共有**
国・県・市・医療機関・事業者・市民間のコミュニケーションが必須。
- ③**まん延防止**
個人・地域・職場等における感染対策、特定接種などのまん延防止対策。
- ④**予防接種**
ワクチン接種により、個人の発症・受信患者の減少・入院患者や重症患者を抑える。
- ⑤**医療**
効率的・効果的に衣料を提供できる体制を事前に計画しておく。
- ⑥**市民生活及び地域経済の安定の確保**
市民への影響が最小限となるよう、市は県や医療機関等と連携し、事前準備を行う。

各発生段階における対策

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
実施体制 (全部署)	市は、特措法に基づき、国県行動計画等を踏まえ、発生に備えた行動計画を策定する。	市は、特措法に基づき、国県行動計画等を踏まえ、発生に備えた行動計画を策定する。	市は速やかに市対策本部幹事会を開催し、情報の集約・共有等を実施し、国・県・その他市町と相互に連携等を行う。緊急事態宣言がなされた場合、市対策本部を設置する。	市対策本部の設置と開催、対策の方針決定と必要な対策を講じる。	県内感染期に入ったことを宣言し、対策本部を設置し、方針を確認し必要な対策を行う。	国県の基本的対処方針に基づく縮小・中止。各段階の評価と計画等見直し。
情報収集・情報提供・共有	国県が発信する情報を収集し、市民にわかりやすく提供。情報共有体制の整備や相談窓口の設置準備などを行う。	国県等からの情報収集と市民への情報提供、情報弱者への提供手段、インターネット等を活用したリアルタイムな情報提供を行う。	発生対応状況、個人レベルの感染予防策や受診方法等の周知、相談窓口の体制の充実・強化を行う。	記者発表にかかる国県との情報共有とマスコミ関係者との事前検討。相談窓口等による適切に情報提供できる体制強化と充実。	必要な情報を収集し、市民への情報提供。学校や職場で感染対策を適切に提供。市民に対し冷静な対応等について呼びかける。	第二波発生の可能性への備えや相談窓口等における情報提供にかかる評価と見直し。
まん延防止 (全部署)	市は、市民に対し、マスク着用等基本的な感染対策の普及理解促進を図る。	市民並びに公共施設利用者・市職員に対し、マスク着用など基本的な感染対策を実施するよう促す。	市民等に対し基本的な感染対策を促すとともに、国が実施する防疫措置や入国者への疫学調査等を関係機関と連携強化する。	臨時休校・休園等によるまん延防止、公共施設利用者へのマスク着用の呼びかけ、や状況による施設利用中止や臨時休業などの決定。	マスク着用など基本的な感染対策を実践し、必要に応じ不要不急の外出の控え、職場における感染対策の徹底、適切な臨時休業や施設使用の中止などを行う。	第二波に備え、拡大防止策の見直しや改善に努める。必要物品の備蓄。
予防接種 (健康課・診療所)	特定接種の実施、接種体制の構築、全市民を対象とした住民接種と準備など	特定接種を市職員に対し実施し、住民に対する予防接種等を準備を始める。	特定接種を市職員に対し実施し、住民に対する予防接種等を準備する。	住民に対する特措法に基づく予防接種の実施、接種場所の確保や集団接種の実施、医療従事者入院患者等への予防接種実施など。	緊急事態宣言時の臨時予防接種の実施、予防接種後副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布。	
医療 (健康課・診療所)	市は、地域関係者と連携し、医療体制の整備を促進し、感染した場合の医療機関への受診方法の周知準備を行う。	患者発生に備え、医師会や保健所と発生段階に応じた医療機関の役割を確認する。	県と協力し、医療機関等への受診方法の情報を広報やホームページ等で周知する。	地域における診療体制を医師会と連携し確保し、診療時間の取りまとめなど、市民への周知を図る。	地域における患者の診療体制を医師会と連携し確保し、市民への周知を図る。在宅で療養する患者などに対する対応。	県と連携・協力し、通常の医療体制に戻す。
市民の生活及び地域経済の安定確保	ア食料品・生活必需品の備蓄等の呼びかけ、イ要援護者への支援・把握、ウ火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設の把握等、エ対策実施に必要な物資及び資材を備蓄し、施設・設備を整備する。	ア食料品・生活必需品の備蓄等の事前準備を呼びかけ、イ要援護者への連絡や必要な支援、ウ県区の要請に基づき、遺体の火葬・安置火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設の準備を行う。	食料品等購入における適切な行動への周知、り患し在宅療養している場合に、必要に応じ支援する。	食料品備蓄など個人対策の周知、事業者へ価格の高騰や買い占め等が生じないよう要請、遺体搬送者等への必要な用具の備蓄など。	供給状況に応じ、市民に対する食料品等の確保・配分・配布等を行う。円滑な火葬の実施と従事者に対する感染防止の実施。	市民に対し、引き続き備蓄を呼びかけ、患者等への必要な支援の実施。